## 平成29年度地方税制改正(税負担軽減措置等)要望事項

(新設・拡充・延長・その他)

No	10										<u>府</u>	省 庁	: 名		金融庁	
対象	税目	個.	人住民税	法人住	民税	事業税	不動	産取得稅	包 固定	資産税	事業所	税	その他(	(	)	
要望 項目名		協	協同組織金融機関に係る一括評価金銭債権の割増特例措置の恒久化													
西胡	内宓	- !	・特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)													
要望内容   (概要) 		協同組織金融機関の一括評価金銭債権の繰入限度額については、貸倒実績率又は法定繰入率(3/1000)により計算した金額の12%割増した金額とすることを可能とするもの。														
		٠ !	特例措置	の内容												
			倒引当金 、適用期							を恒久	化する	こと、	少なく	とも	現行の割増率を	維持の
																_
関係	条文	,	租税特別	措置法	第 57	条の9.	、第6	8条の5	9 租税	特別措	置法施	行令第	第33条0	か7、	第39条の86	
減 見道	収 2額	_	初年度〕 改正増減	— 収額〕	_	( ▲1,	462	)	[平年度	<u>[</u> ] –	-	(	<b>▲</b> 1, 4	62	) (単位 : 百万	円)
要望	理由	相立	互扶助の されたも	金融機関理念に基のである 、協同組	基づき、 る。 II織金属	、これら 融機関 <i>の</i>	の者が	が必要と 資本を充	まさせ	金の融	通を受け	ナられ	るよう	にする	る者が構成員と ることを目的と 図り、もって地	して設
		(2) 施策の必要性 協同組織金融機関の取引先の太宗は中小企業及び個人であり、これらの者は相対的に経営体力が弱気の変動等の影響を受けやすいなど、必ずしも経営面で安定していない。 一方、協同組織金融機関は、銀行と異なり、課税後の利益の積上げ以外には、自己資本を充実させが乏しい。 このため、協同組織金融機関の内部留保の充実を通して、中小企業及び個人への金融仲介機能を果いう基本的な役割を全うするための措置として、一括評価金銭債権に係る貸倒引当金繰入限度額の割措置が認められている。 本租税特別措置は、協同組織金融機関の中小企業等に対する債権回収の不安を軽減し、経営の安定を図ることに資する等、協同組織金融機関の抱える問題を解消する効果が期待されるものであり、ひ中小企業等への安定的な資金供給を可能とし、地域経済の活性化にも資するものである。									る手段 たすと 増特例					
本要対応 縮減		な	L													
										~—:	ジ			10-	- 1	

	政策体系におけ る政策目的の位 置付け		Ⅱ-2 資金の借り手が真に必要な金融サービスを受けられるための制度・環境整備						
	政策の 達成目4		本措置により、協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化を通して、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化を図る。						
合理性	税負担軽減措 置等の適用又 は延長期間		恒久措置とする。少なくとも適用期限(平成 29 年 3 月末)を延長する。						
		:の期間中 成目標	(政策の達成目標と同じ)						
	政策目标 達成状法		本措置により、協同組織金融機関の経営基盤が強化され、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化が図られている。						
有	要望の対適用見		信用金庫、信用組合、労働金庫及び各連合会のうち過半の協同組織金融機関の適用が見れる。						
勃性	効  要望の措置の		協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化に寄与し、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化に寄与することが見込まれる。						
	当該要 以外の 支援措施	税制上の	<ul><li>協同組合等の法人税の軽減税率</li><li>協同組合等の事業分量配当の損金算入</li></ul>						
	予算上 の要求に 及び金額		なし						
相当性	の措	の予算上 置等と 項目との	_						
	要望の対 妥当性	措置の	本措置は、協同組織金融機関の自己資本を充実させ、中小企業等に対する円滑な資金供給を 通じ地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化等に貢献するものであるほか、一般の金 融機関から融資を受けにくい立場にある中小企業及び個人への金融仲介機能の提供の充実が図 られる。						
	_ , _ , , _		また、本措置は、昭和 41 年に設置されて以来 24 回延長され 50 年存続してきており、協同組織金融機関の経営の健全性の向上及び地域金融システムの安定化に寄与してきたところであることから、今後も本租税特別措置が手当てされることが妥当。						
		ページ	10-2						

			23 年度	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度			
税負担軽減措	置等の	法人住民税	1,215	730	489	401	397			
適用実績		法人事業税	1,117	828	535	711	744			
		減収額合計	2,332	1,558	1,024	1,112	1,141			
		※減収額の単位は百万円								
「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績 中小企業等の貸倒引当金の特例(千円) 道府県税:631,443 市町村民税:1,553,350 事業税:2,405,853										
税負担軽減措 用による効果 しての有効性	!(手段と	協同組織金融機関の自己資本の充実、経営基盤の安定化に寄与し、地域経済の活性化及び地域金融システムの安定化に寄与することが見込まれる。								
前回要望時の建成目標	)	協同組織金融機関の自己資本比率を高め、経営基盤を強化し、地域金融システムの安定化を 図る。								
前回要望時か度及び目標にない場合の理	達してい	地域金融システムの安定化に寄与しており、目標は達成されている。								
これまでの要	望経緯	本措置は、昭和41年に設置されて以来、24回にわたって延長され50年存続してきたもの。 なお、直近では平成27年度税制改正要望により、2年間の延長(平成29年3月31日期限)が 認められたところ。								
	ページ			1	0-3					